

令和2年8月1日（土）から8月16日（日）まで

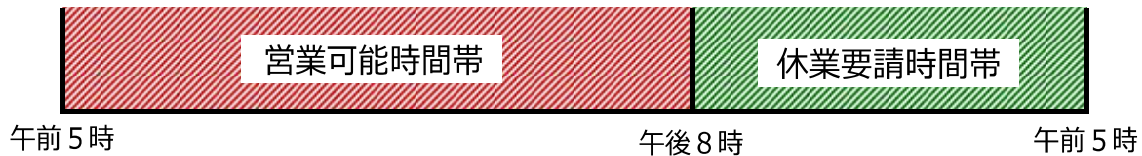
宮崎県知事から休業要請等がなされています

県内の新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況にかんがみ、県知事から休業要請等がなされました。
新型コロナウイルス感染症拡大防止の趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願い致します。

◆休業要請等の内容について

休業要請対象者	接待を伴う飲食店	左記以外の食事提供施設 (営業時間等の条件あり)
店舗例	スナック、バー 等	居酒屋、料理店 等
休業要請の期間	令和2年8月1日～8月16日まで (8月1日からの休業が困難な場合は8月3日～8月16日まで)	
時間短縮後の 営業時間	—	午前5時～午後8時までの間
酒類提供の時間	—	午後7時まで

<時間短縮営業の考え方>



◆休業等に係る支給金について



休業要請等協力金

<要件>

業種別ガイドライン等を遵守していること

<金額>

接待を伴う飲食店 10万円
上記以外の食事提供施設 5万円

感染防止対策支援金

<要件>

「休業要請等協力金」の交付を受けていること
店舗名、所在地等の公表に同意すること

<金額>

5万円

条件を満たせば、どちらとも支給されます！

<お問合せ>

串間市商工観光スポーツランド推進課 (0987-55-1127)